

(外務省、文部科学省記者クラブ同時配布)

平成25年 6月 4日

都市局公園緑地・景観課

「武家の古都・鎌倉」の世界遺産一覧表への 推薦取下げの決定について

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（通称：世界遺産条約）に基づく「世界遺産一覧表」への記載に向け、我が国としてユネスコへ推薦中の「武家の古都・鎌倉」について、世界遺産条約関係省庁連絡会議（構成：外務省、文化庁、環境省、林野庁、水産庁、国土交通省、宮内庁）にて、本件推薦が取り下げられることが決定されました。

今回の決定を受け、本審議が予定されている第37回世界遺産委員会（6月16日～27日）までに、日本政府から「武家の古都・鎌倉」の推薦取下げについて、ユネスコ世界遺産センターに通知される予定です。

（参考1）経緯

平成24年1月25日（水）開催の世界遺産条約関係省庁連絡会議にて「武家の古都・鎌倉」の推薦を正式決定。同26日（木）、ユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出。平成25年4月30日（火）、世界遺産委員会諮問機関のイコモス（国際記念物遺跡会議）より「不記載」が適当との勧告。

（参考2）記載推薦の取下げ

締約国は、自らが提出した記載推薦書の審議が予定されている委員会会合開催前の任意の時点で、記載推薦を取り下げることができる。その場合、締約国は、記載推薦取下げについて事務局（世界遺産センター）に書面により通知すること。（世界遺産条約の「履行のための作業指針」より）

【担当・問い合わせ先】

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 森口、東山
TEL：03(5253)8111(内線 32983, 32988)
03(5353)8954(直通)
FAX：03-5253-1593